

さくらサイエンスプラン一般公募事業 2019年度における募集条件の変更について

国立研究開発法人科学技術振興機構
さくらサイエンス交流事業推進室

平素はさくらサイエンスプランにご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2019年度 of 交流計画募集に際し、枠組みや費用条件等の見直しを行いました。以下に主な変更を抜粋し、ご案内します。

永く当事業にご協力を頂いている皆様には、ご不便をおかけする面もあるかと存じますが、より多くの青少年への来日機会の提供、および申請時の作業量軽減を趣旨としておりますことにご理解を賜り、引き続きご協力を頂けますよう、お願い申し上げます。

1. 枠組み等の改訂、変更

- ① 本事業の目的として、「**日本とアジアを中心とする国・地域との友好関係の強化**」、「**科学技術イノベーション分野における海外からの優秀な人材の育成**」に、「**日本の教育研究機関のグローバル化の促進**」を掲げ（要項 P2）、これに合わせて**選考基準を改訂**しました（要項 P9）。
- ② より多くの青少年への来日機会を提供できるよう、**A（科学技術交流）コースの実施期間上限を7日**としました（要項 P5 / B、Cコースの期間に変更はありません）。継続的に実施頂いている皆様には調整をお願いすることとなりますが、ご理解のほどお願い申し上げます。
- ③ より多くの送出し機関、受入れ機関に機会を提供するため、複数年度型の募集は行わず、**単年度型のみ募集**することとしました。
- ④ 用語を定義し、それらに合わせて募集要項を見直しました（次頁「5. 新しい用語定義について」に重要事項を抜粋）。

2. 経費条件の変更（要項 P14~17）

JST 支援金として計上可能な費目や運用ルールを変更しました。より多くの青少年を招へいできるよう、実費を基本とし、主に日本滞在に係る必須の費用を対象に支援する趣旨の資金であることをご理解いただければ幸いです。各機関の規程と異なる場合には、要項の条件での運用にご協力を頂けますよう重ねてお願い申し上げます。

- ① **渡航費の国外日当が対象外となります**（入国、出国日を含む全日数分について**国内日当**を計上することは可能です）。
- ② **通訳費用については、高校生または高専生を招へいする場合のみ計上できます**（従来、属性に関らず計上可としていたロシア語通訳についても高校生、高専生のみとなります）。
- ③ **プログラム経費（その他）の上限を、Aコース2万円、B・Cコース5万円に変更**しました。使途については、「実験消耗品等の交流計画に必須の少額物品」、「交流計画に係る専用会場や場所の利用料」、「配布資料に係る物品あるいは配布資料製作費」に該当するかどうかを各機関で適切に判断の上、計上して下さい。
- ④ 原則計上対象外としていた**第三国経由便について**、安価であることを**各機関で適切にご判断の上、計上可能としました**（直行便か第三国経由便かの決定に際し、JST への資料提出を要しません）。また、送出し国内での空路移動（**国内輸送区分**）が**国際旅客輸送に含まれる場合は、航空券費全額を計上可能としました**（FAQ 経 3. I -4 参照）。
- ⑤ **実施主担当者等やアルバイトの方について**、実施における安全や国内関係者への交流効果を確保する観点から、**上限人数については「目安」としました**。必須の人員を精査いただき、過剰とならないよう留意いただくことで、実験等の人手を要するイベントについては目安を超えることを可能としました。
- ⑥ 支援金額全体に関わる目安として、**招へい単価を原則 20,000 円／人・日以下となるよう**、調整をお願いいたします。
- ⑦ 消費税率改定の予定を踏まえて「不課税取引等にかかる消費税相当額」は、**申請時には一律 10%**で計算していただけますようお願いいたします（採択後、実施時期に応じて修正していただきます）。

3. 申請様式の改訂

- ① 評価基準の改訂に合わせるため、また、業務計画書（採択後に提出）との様式統一や簡素化を目的として、申請様式を大きく改訂しました。
- ② 申請様式全体の記入要領を公開しました。特に経費概算見積書については「概算」という位置づけで記載いただきたいため、使途欄の記入を制限しています。必ず**記入要領をご参照下さい**。
- ③ 重複項目に係る作業軽減のためシート間の連動が導入されています。記入要領をご参照の上、表紙から順番に埋めて頂けますようお願いいたします。マクロ設定されたエクセルにより、特定の環境下においてご不便をおかけする場合がございます。

じますが、統計等に必要措置としてご理解頂きたいいたします。

4. その他の重要な変更や新規事項

- ① 自己資金招へい者の定義や対応を変更しました（次項参照）。
- ② A コースで教育研究機関が招へいする場合に「日程の半分以上を自らの場所（あるいは自らの企画）で行うこと」としていた条件について、「半分」とする定量的な条件を廃止しました（要項 P5／なお、自機関における実施や自主企画が多く含まれることを期待する、という趣旨に変更はありません）。

5. 新しい用語定義について

要項の冒頭に掲載した用語定義のうち、特に、従来と意味や扱いが異なるものについてご案内します。

① 招へい者関連

JST の支援金による招へい者を「主たる招へい者」、「引率者」に分けて定義します。また、「招へい者」という用語には「自己資金招へい者」を含むものとします。特に「自己資金招へい者」の取扱いが変わりますので、■の記載をご確認下さい。

招へい者	JST 支援金 による招へい者	主たる招へい者	(多くの場合、学生、研究員)
		引率者	(交流を円滑に進める責務を負う方。多くの場合、教員)
	自己資金招へい者		<ul style="list-style-type: none"> ■ JST の支援金によらず、さくらサイエンスの交流計画に参加する方で、本事業で対象とする国・地域の国籍・旅券を有する方です。（本事業が本体とされるべきであることから、自己資金招へい者は支援金による招へい者と同数以下を想定しています）。 ■ 申請時に「3）招へい者」の指定の欄に概要を記入いただきます。採択された場合には別途リストを提出いただきます（本事業の招へい人数計数において考慮）。 ■ ビザ申請支援制度を利用いただけます。また、修了証発行の対象となり、さくらサイエンスクラブに加入いただけます。（ただし、ビザの自己申請時の費用および JST の付保する旅行保険は対象外です） ■ 自己資金招へい者の費用は、受入れ機関や送出し機関等の負担となりますが、借上げバスに同乗する場合や会場、通訳等については、費用が増えない限り按分する必要はありません。

② 費用関連

従来「自己資金」としていた費用については、「**分担金**」として再定義しました。「分担金」は JST 支援金の対象となりうる経費のうち受入れ機関等に負担いただく分です。それ以外で、さらに受入れ機関等が負担する費用を「自己資金」とよびます。選考においては、分担金や自己資金招へい者に対する拠出を積極的に評価します。

支援金	いずれも JST の支援対象となりうる用途に係る経費をさします。	経費概算見積書に記入いただきます。したがって、経費概算見積書はあくまで、JST の支援可能な用途と数量の範囲で記載して下さい。
分担金	うち、受入れ機関や送出し機関等が自ら負担する分を「分担金」とよびます。	
自己資金	JST 支援対象とならない経費で受入れ機関や送出し機関等が自ら負担する費用をさします。 (自己資金招へい者の費用など)	左記のうち、自己資金招へい者については、交流計画書「3）招へい者」の指定の欄に記入いただきます。

お問い合わせ：さくらサイエンス交流事業推進室 公募受付担当

e-mail : ssp-shinsei@jst.go.jp Tel : 03-5214-8996